



トピックス…①

平成27年度加工原料乳生産者補給金等の決定

農林水産省は平成27年1月14日、食料・農業・農村政策審議会に対し、平成27年度畜産物価格等について諮問を行い、その答申を受け、平成27年度加工原料乳生産者補給金単価・交付対象数量等を決定した。

加工原料乳生産者補給金制度の概要

加工原料乳生産者補給金制度は、飲用向けに比べて乳価の低い加工原料乳(平成26年度からチーズ向けも対象)の生産者に補給金を交付することにより、加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産を確保し、生乳需給の安定を図ることを目的としている。本制度の下で決定する事項は、①脱脂粉乳・バター等向けおよびチーズ向けの生乳について生産者に交付する補給金の単価(補給金単価)、②補給金の交付対象となる脱脂粉乳・バター等向けおよびチーズ向け数量の最高限度(交付対象数量)である。

平成27年度の脱脂粉乳・バター等向けの補給金単価は、5年連続の引き上げで、前年比10銭上げの1kg当たり12円90銭、交付対象数量は4年連続の削減で、同2万トン減の178万トンとなった。平成26年度から本制度に組み込まれたチーズ向けの補給金単価は、前年比12銭上げの1kg当たり15円53銭、交付対象数量は前年と同じ52万トンとなった(表参照)。

平成27年度補給金単価・交付対象数量の算定要領

平成27年度の加工原料乳生産者補給金単価は、最近の物価動向が適切に反映されるよう、前年度の同単価に直近(平成26年9～11月)の物価で修正した、生乳1kg当たり生産費(3年平均)の変動率を乗じて算定された(図参照)。

なお、生乳1kg当たり生産費(3年平均)の変動率は、直近の子牛価格と廃用牛価格が堅調なこと、配合飼料を含む流通飼料費、家族労働費、光熱動力費等が増大した

こと、1頭当たり乳量が増加傾向で推移したこと等により1.0081となった。

また、加工原料乳生産者補給金交付対象数量は、脱脂粉乳・バター等および国産チーズの需要見込みを踏まえ、これらの用途向けの生乳供給量として必要と見込まれる数量として設定された。

具体的には、脱脂粉乳・バター等向け交付対象数量(178万トン)は、推定される平成27年度の生乳生産量(740万トン)から自家消費量(5万トン)、牛乳等向け消費量(382万トン)、その他乳製品向け消費量(137万トン)、チーズ向け消費量(52万トン)を差し引き、国産乳製品の需要を満たすために更に必要な生乳生産量として設定された要調整数量(14万トン)を加えて試算された。なお、新たに補給金交付対象数量に設定された要調整数量には、増産インセンティブとしての効果が期待されると、農林水産省では説明している。

肉用子牛の「保証基準価格」を引き上げ

肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、子牛の再生産を保証するため品種毎に算出された「保証基準価格」を下回った場合に、生産者補給金を交付することにより肉用子牛生産の安定を図ることを目的としている。乳用種については、平成19年度の第2四半期から平成25年度の第1四半期まで保証価格を下回り、生産者補給金が交付された。平成27年度の「保証基準価格」は、すべての品種(黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種)で引き上げられた。

表 加工原料乳生産者補給金単価と交付対象数量の推移

年度	平成22	23	24	25	26		27	
					脱・バ等	チーズ	脱・バ等	チーズ
補給金単価	11.85	11.95	12.20	12.55	12.80	15.41	12.90	15.53
交付対象数量	185	185	183	181	180	52	178	52

単位：円/kg、万トン

図 加工原料乳生産者補給金単価の算定方法

